別紙1
2018.4.2改定

校内指導体制及び関係機関

いじめ対応チーム

定期開催

【構成員】
校長、教頭、※生徒指導部長、生徒指導副部長、各年次生徒指導担当、当該担任及び年次主任、養護教諭、教育相談、人権担当、特別支援教育コーディネーター、キャンパスカウンセラー
（下線部は必要に応じて）　※は取りまとめを行う

・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
・年間指導計画の作成、実施、改善（生徒指導）
・校内研修会の企画・実施（教育相談・人権）
・アンケートの実施、報告等情報の整理・分析
　（生徒指導・教育相談）
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断（年次等）
・学校評価の作成、実施（管理職・学校評議員）
（　　）は、実施担当を示す

いじめ対策委員会

いじめ認知　⇒　早期解決

未然防止

■学習指導の充実
・学びに向かう集団づくり
・意欲的に取り組む授業研究
■特別活動の充実
・ホームルーム活動の充実
・ボランティア活動への積極的参加
■教育相談の充実
・面談の定期開催
・キャンパスカウンセラーの活用
■人権教育の充実
・人権意識の高揚
■情報教育の充実
・情報モラルの指導の充実
・ネット犯罪防止講演会の開催
■保護者・地域との連携
・学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開
・公開授業の実施

早期発見

■情報の収集
・教員の観察による気付き
・養護教諭からの情報
・生徒・保護者・地域からの情報
・アンケートの実施
・各種調査の実施
・定期的な面談における情報
　（生徒・保護者）
■相談体制の確立
・相談窓口の設置・周知
・キャンパスカウンセラーの活用
■情報の共有
・報告の徹底
・いじめ対応チーム等での
　　全職員の情報共有
・要配慮生徒の実態把握
・次年度への申し送り事項の徹底